

二酸化チタン:加工工程基準の事例(EPA)

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

日付は事前教示に関する照会書(原産地照会用) 税関様式C第1000号-2
で結構です。

平成 年 月 日	照会者の 東京都江東区青海 2-7-11 住所、氏名・印 財務商事株式会社	輸入者符号	P00123450000
東京税関長 殿	代理人の 東京都中央区晴海 4-6-29 住所、氏名・印 カスタムインポートサービス (電話番号) 03-3599-xxxx	代理人による照会の場合は、代理人の押印のみで照会可能。 (担当者) 東京 一郎	

下記貨物の WTO 協定 経済連携協定(シンガポール) 特惠 その他() 税率適用に関する原産地について照会します。

品名 銘柄 型番	二酸化チタン 銘柄: CT2012-1	製造地	SINGAPORE NEW CHEMICAL CO., LTD.	輸入予定官署	東京 横浜 大阪
輸入時に貨物を特定できるように記載 EPAの場合、協定名を記載		製造者			

照会貨物	<input type="checkbox"/> 到着 <input checked="" type="checkbox"/> 未到着	参考資料(返却の要) <input checked="" type="checkbox"/> 否	見本・ <input checked="" type="checkbox"/> 写真・図画・カタログ・説明書・その他()
------	---------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------

輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無	契約: 2013年6月 輸入: 2013年8月 @\$10.00- 1000 PCS 特別注文: 無 長期契約: 無	照会貨物に係る事前教示実績(有・無) (事前教示番号)
申告中の貨物や具体的でない貨物についての照会はできません。		類似貨物に係る輸入実績(有・無) (輸入申告番号)

照会貨物の説明(関係する国における加工、製造に関する事項等)
 財務商事株式会社は、シンガポールのNEW CHEMICAL CO., LTD.が同国で製造した二酸化チタン(第2823項)を輸入します。
 NEW CHEMICAL CO., LTD.は、シンガポール、オーストラリア、中国、マレーシアから材料を調達し、二酸化チタンを製造しています。
 本品に使用する材料の一覧は別添のとおり。

他税関への申告を含め、実績がある場合は申告番号を記入。

原産地認定に関する意見(有 無)

意見があれば記載

材料及び製造工程について記載。書ききれない場合、別添も可。

本事前教示に係る二酸化チタンは日シンガポール協定に規定する要件を満たすことから、日シンガポール協定上のシンガポールを原産地とする物品であると考えます。

【一般特惠の場合】
 …二酸化チタンは関税暫定措置法施行規則第9条に規定する要件を満たすことから… と記載

非公開期間の要否 (原則公開です。裏面注意事項3.参照)	要 <input checked="" type="checkbox"/> 否	非公開理由
---------------------------------	-----------------------------------------	-------

非公開期間	()日 (180日を超えない期間)	続	補足説明書	非公開期間を設定する場合は記入 要求・提出、枚
-------	--------------------	---	-------	----------------------------

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また注意事項をよくお読みください。 (規格 A4)

非公開期間経過後も照会内容の一部を公開しないことが可能な場合がありますので、税関にご相談下さい。

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物に係る照会であり、架空の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会者及びその利害関係者は、照会する貨物について不服申立て又は訴訟中である等、原産地に係る紛争中ではありません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
④この照会は、 イ輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人、 ロ輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人、 ハ輸入しようとする貨物の製法、性状等を把握しているその他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち 入してください
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑤ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ

「いいえ」があると受理できません。

イ、ロ、ハのいずれかを選択し、該当する記号をご記入下さい。

照会者又はその代理人	氏名又は名称	カスタムインポートサービス 印
	住所又は所在地	東京都中央区晴海4-6-29

代理人による照会の場合、代理人の押印で照会可能。

注 意 事 項

- この照会書は、1部提出して下さい。「照会貨物の説明」欄又は「原産地認定に関する意見」欄が不足する場合には、事前教示に関する照会書(つづき)(適宜の様式(A4判))に記載のうえ、添付して下さい。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の商品に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられないこととなりますので、注意して下さい。
- 事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書(変更通知書兼用)(原産地回答用)は、原産地の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイデア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間(180日を超えない期間に限り)非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえで、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間(180日を超えない期間)を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説明を求められることがあります。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説明を求められることがあります。

(規格A4)

材料一覧 (例)

二酸化チタン:CT2012-1 (税番:2823.00)

製造者:NEW CHEMICAL CO.,LTD. XXX ABC Road, XXX, Singapore

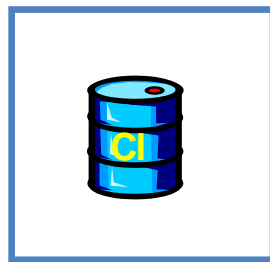
	材料名	HS	製造/調達国	備考
①	チタン鉱	26.14	オーストラリアから調達	オーストラリア原産
②	塩素	28.01	マレーシアから調達	
③	酸素	32.04	シンガポールで調達	
④	コークス	27.13	中国から調達	中国原産

写真 (例)

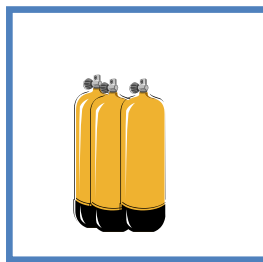
材料①



材料②



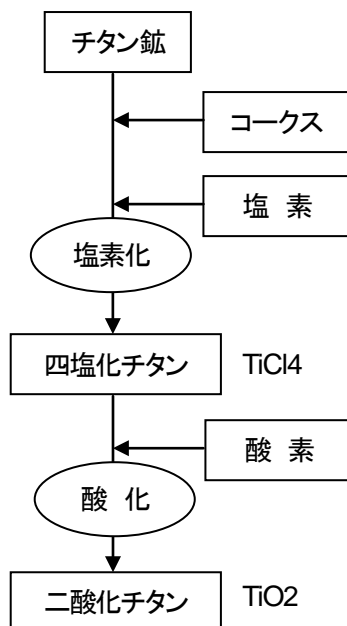
材料③



材料④



製造工程 (例)



加工工程基準(化学反応)を適用する場合は、化学反応が起きていることを確認できる製造工程を記載または添付。